

日本赤十字九州国際看護大学 公的研究費不正防止計画

平成28年2月

日本赤十字九州国際看護大学においては、公的研究費の適正な管理・運営を行うため「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日及び平成26年2月18日改正文部科学大臣決定)に添って、次のとおり不正防止計画を策定する。なお、本計画は、公的研究費の不正防止のため当面取り組むべき措置を挙げたものであり、今後、不正を発生させる要因の把握とその検証を進めながら必要な見直しを行うこととする。

なお、不正防止計画については、過去の公的研究費の調達内容等集計・分析した上で、不正発生要因を把握し、具体的な事項を盛り込む。

●関係者の意識向上			
項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
関係者の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費が国費でまかなわれているという意識が希薄である。 ・構成員の本学規程、要綱及び行動規範についての知識・認識が希薄である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費助成事業の研究費が交付された研究代表者には、関係ルールを厳守する旨の誓約書の提出を義務付けている。 ・コンプライアンス教育または科学研究費説明会にて関係ルールを熟読するよう求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、研究者全員に関係ルールを厳守する旨の誓約書の提出を義務付ける。 ・研究者全員および事務職員がコンプライアンス教育に参加できるように、複数回開催し、意識向上に努める。 ・コンプライアンス教育にて本学の規程や関係ルール等を説明し、意識の定着に努める。
責任体系の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の責任体系が明確でない。 ・時間の経過により、認識が低下する。 ・人事異動等による責任者の交代時に引継ぎが十分でないために後任者の責任意識の低下を招く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費責任体制のフローチャートを作成し、周知している。 ・「日本赤十字九州国際看護大学公的研究費管理規程」を定め、学内の責任体系等を明確にし、本学ホームページにて公開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス教育にて本学の責任体制フローチャートを説明し、意識の定着に努める。 ・各責任者の異動にあつては、引継ぎ等を明確に行う。また、前任者の他に責任体系を説明する担当者を置き、責任意識の低下を防止する。
●適正な運営・管理の基盤となる環境の整備			
項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
職務権限の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の管理運営体制が不明瞭である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費責任体制フローチャートをもとに「日本赤十字九州国際看護大学公的研究費管理規程」において権限を定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者各々が職務を遂行しているか確認を継続して行う。必要に応じて職務の見直し、改善を行っていく。
ルールの明確化・統一化	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールと実態の乖離。 ・研究者及び事務担当者の理解不足による誤った運用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各公的研究費の使用ルールに必ず目を通すよう注意喚起している。 ・日本赤十字九州国際看護大学教職員ハンドブックにて本学のルールを定めている。 ・担当者が公的研究費配分機関の通知及び説明会に参加し、ルールの変更点を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の使用に関する相談窓口(財務課)を設けているため、不明な点があるときは必ず相談するよう周知する。 ・コンプライアンス研修会等でルールを守るよう継続して注意喚起を行う。

●不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施			
項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	・不正防止計画を策定・実施したにも関わらず不正使用事案が発生し、不正要因がどのような形で潜在しているか状況を把握できていない。	・不正防止計画を策定し、実施した。	・不正防止計画を実施して明らかになった不正発生の具体的な要因について、不正防止計画推進部署がその防止策を検討し、随時不正防止計画に加える。
調査及び懲戒に対しての意識の希薄	・不正使用が疑われる場合の調査及び不正が発覚した場合の懲戒に対して研究者・事務職員意識が希薄である。	・不正を行った者に対する対応については、「日本赤十字九州国際看護大学における公的研究費不正に係る調査等に関する取扱規程」に定めている。 ・コンプライアンス研修会において全教職員に周知し、誓約書の提出を義務付けている。	・不正を行った場合、大学に及ぼす影響をこれまでの不正事例を用いて学内に周知する。
●研究費の適正な運営・管理活動			
項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
予算執行状況の把握	・予算執行状況の把握ができていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。 ・無理にでも年度内に予算を執行しなければならないという意識が強い。	・研究者が予算執行状況を把握するために、四半期ごとに周知している。 ・繰越制度について周知している。	・進捗状況が特に遅い事業については、コンプライアンス推進副責任者（財務課長）が指導を行う。 ・配分された公的研究費が残り、返還しても大学及び研究者に何ら影響はないことを周知する。
発注及び納品・検収体制	・研究者による発注及び検収となっている。 ・研究者または事務担当者や業者が癒着している。	・物品の発注及び検収については全て財務課が行う体制を整備。 ・業者の選定は、合い見積もりを取り、財務課で行う体制を整備。	・物品購入手順を示したフローチャートを作成し、研究者に周知する。 ・不正な取引を行った業者への処分については「日本赤十字九州国際看護大学公的研究費管理規程」に定めており、業者及び教職員に対し周知を図る。
旅費	・出張の処理において牽制効果が働いていない。 ・証拠書類の確認が不十分である。	・出張にあたっては、出張申請書を提出している。 ・航空機を利用した場合は、航空券購入にかかる領収書および搭乗券の半券を提出するよう義務付けている。	・出張申請時における根拠書類等の確認、出張後の出張報告書と証拠書類の提出確認を徹底する。 ・出張目的が公的研究費を用いた研究の内容に合致しているか確認を行う。

●研究費の適正な運営・管理活動			
項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
人件費	・非常勤雇用者の勤務実態の把握ができていない。	・出勤表を研究者が確認後、財務課に提出している。	・勤務実態を把握するために、研究者に勤務(業務)計画書を事前に提出してもらい、非常勤雇用者は勤務日に事務局に立ち寄り押印をする体制を整える。 ・原則として従事者本人の銀行口座に振り込む。
●情報伝達を確保する体制の確立			
項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
相談窓口	・公的研究費の使用に関する相談窓口がない。	・相談窓口を財務課に設置している。	・本学ホームページ上のより分かりやすい位置に公開し、より周知する。
通報窓口	・学内外から通報(告発)を受ける窓口がわかりづらい、または設置されていない。	・通報窓口を総務課および研究倫理審査委員会に設置している。	・本学ホームページ上のより分かりやすい位置に公開し、より周知する。 ・本学ホームページのホーム画面に通報窓口を公開する。
情報公開	・様々な取組等について、外部に公表されていない。	・関係規定、各種窓口、不正防止計画については公表している。	・掲載内容については随時見直していく。 ・変更等あった場合はホームページの更新をしていく。
●モニタリングの在り方			
項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
内部監査体制	・内部監査の実施により把握された不正発生要因に応じ、適切な対応を行っていない。	・内部監査は総務課および研究倫理審査委員が担当している。 ・監査点検表を作成し、監査手順を示している。	・内部監査体制の見直し等、実効性のある監査実施に努める。 ・内部監査計画を随時見直していく。 ・抜き打ち監査を実施する。 ・リスクアプローチ監査を実施していく。
コンプライアンス教育	・監査により把握された不正発生要因を学内で周知しないために類似事項が再発する。	・監査報告を最高責任者に行っている。	・監査報告をコンプライアンス教育の一環として周知し、不正発生要因を事例集としてまとめ、再発防止に努める。